

令和8年度

新発田市住宅リフォーム支援事業

一般住宅リフォーム補助金

現在お住まいの住宅をリフォームされる方

補助金額

●一般枠

対象工事費の 15% (上限 15 万円)

●一定要件枠 詳細は裏面へ

対象工事費の 20% (上限 20 万円)

受付期間

●5月8日(金)～5月15日(金) (抽選)

※土・日曜日は8時30分から12時まで



*イラストはAIにより生成したイメージです。

- 外装・内装
 - 下水道接続、水回り改修
 - シロアリ工事
- など

中古住宅リフォーム補助金

中古住宅をリフォームされる方

補助金額

●売買、相続等により取得した場合 対象工事費の 50% (上限 30 万円)

●空家バンクの物件を取得した場合 対象工事費の 50% (上限 45 万円)

※居住誘導区域内の中古住宅をリフォームする子育て世帯または県外からの移住世帯の場合、

最大で **40 万円** の加算あり

受付期間

期限延長 (中古住宅 限定)

11月30日(月)

●4月13日(月)～~~9月30日(水)~~ (先着)

※土・日曜日を除く

- 外装・内装
 - 下水道接続、水回り改修
 - シロアリ工事
- など

防災住宅リフォーム補助金 **NEW**

防災対策のリフォームをされる方

補助金額

●一般枠

対象工事費の 20% (上限 15 万円)

●一定要件枠 詳細は裏面へ

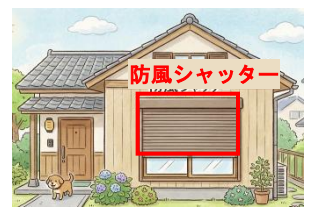
対象工事費の 25% (上限 20 万円)

受付期間

●4月13日(月)～11月30日(月) (先着)

※土・日曜日を除く

命綱固定アンカー



*イラストはAIにより生成したイメージです。

- 雪下ろし用命綱固定アンカー設置
- 浸水対策用の止水板設置
- 防風シャッター等設置

申請は以下の条件を満たす必要があります。詳しくはお問合せください。

対象住宅

□以下のいずれかを満たす住宅であること

・一般住宅、防災住宅リフォームの場合

市内に所在し、所有者または2親等以内の親族が居住する住宅（別荘、賃貸住宅を除く）

・中古住宅リフォームの場合

市内に所在し、過去に居住用として使われていた住宅

（別荘、賃貸住宅として利用する場合を除く）

□過去に本補助金の交付を受けたことがない住宅（一般住宅、中古住宅リフォームの場合に限る）

対象者

□リフォーム工事をを行う住宅に居住している方（リフォーム後に居住予定の方を含む）

□市内に住民登録をしている方（リフォーム後に住民登録をする予定の方を含む）

□交付申請年度の4月1日時点で15歳以上であること

□申請日時点の住所地における市区町村税を滞納していないこと

□申請日の2年前の日から申請日までに建物を取得した、または申請日後に建物を取得する方
（中古住宅リフォームの場合に限る）

□過去に本補助金の交付を受けたことがない方（一般住宅、中古住宅リフォームの場合に限る）

対象工事

□税込10万円以上の工事

□市内に本社を有する法人事業者または市内に住所を有する個人事業者による工事

□令和9年3月5日（金）までに工事が完了し、実績報告を提出できる工事

※既に着工している工事及び完了済みの工事、並びに増改築工事は対象外です。

申請の流れ

申請書類の提出

○施工業者による代理申請も可能です

申請書類はこちら



一般
住宅



中古
住宅



防災
住宅

交付決定

リフォーム工事の実施、完了

完了報告書の提出

補助金の交付

一定要件枠について

●一般住宅リフォームの場合

①三世帯同居世帯

②高齢者世帯（75歳以上の方がいる世帯）

③障がい者世帯（身体障がい者手帳1級または2級
もしくは療育手帳Aをお持ちの方がいる世帯）

④子育て世帯（高校生以下または妊娠中の方が
いる世帯）

⑤下水道接続を行う世帯

⑥耐震改修を実施する世帯

●防災住宅リフォームの場合

上記の①～④に当てはまる世帯

【お問合せ・申請先】

〒957-0053 新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階
新発田市 建築課 TEL：0254-26-3557

HPは
こちら→



リフォーム支援事業
総合ページ